

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第2号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第9条 生活安全部に、次の<u>4課</u>を置く。</p> <p>[略]</p> <p>地域課</p> <p>少年課</p> <p>[略]</p> <p>(地域課)</p> <p>第11条 地域課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 警察通信及び指令に関すること（電話交換に関することを除く。）。</u></p> <p><u>(9) 緊急配備に関すること。</u></p> <p><u>(10) [略]</u></p> <p><u>(11) [略]</u></p> <p>(課の内部組織)</p> <p>第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課</th><th>内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>地域課</td><td>地域実務指導室 <u>通信指令室</u> 鉄道警察隊 警察航空隊</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p> <p>別表（第44条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 駐在所の名称及び位置</p>	課	内部組織	[略]		地域課	地域実務指導室 <u>通信指令室</u> 鉄道警察隊 警察航空隊	[略]		<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第9条 生活安全部に、次の<u>5課</u>を置く。</p> <p>[略]</p> <p>地域課</p> <p><u>通信指令課</u></p> <p>少年課</p> <p>[略]</p> <p>(地域課)</p> <p>第11条 地域課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p><u>(通信指令課)</u></p> <p><u>第11条の2 通信指令課においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p><u>(1) 警察通信及び指令に関すること（電話交換に関することを除く。）。</u></p> <p><u>(2) 緊急配備に関すること。</u></p> <p>(課の内部組織)</p> <p>第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課</th><th>内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>地域課</td><td>地域実務指導室 鉄道警察隊 警察航空隊</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p> <p>別表（第44条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 駐在所の名称及び位置</p>	課	内部組織	[略]		地域課	地域実務指導室 鉄道警察隊 警察航空隊	[略]	
課	内部組織																
[略]																	
地域課	地域実務指導室 <u>通信指令室</u> 鉄道警察隊 警察航空隊																
[略]																	
課	内部組織																
[略]																	
地域課	地域実務指導室 鉄道警察隊 警察航空隊																
[略]																	

警察署名	名 称	位 置
[略]		
大船渡警察署	[略]	
	世田米駐在所	[略]
	川口駐在所	気仙郡住田町世田米
	上有住駐在所	[略]
[略]		

3 [略]

警察署名	名 称	位 置
[略]		
大船渡警察署	[略]	
	世田米駐在所	[略]
	上有住駐在所	[略]
	[略]	
[略]		

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成21年3月30日から施行する。